

徳島県告示第五百四十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和六年十一月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
有限会社宝寿	小松島市中郷町字加藤一五二番地の一	ヘルパスステーション ぱーとなー徳島	徳島市北矢三町三丁目三二七 グランドハイツ矢三二〇 三号室	訪問介護	令和六年十一月一日
合同会社ベストプランニング	美馬市脇町字拝原一二六六 シュティルヴィラB一〇二号 室	訪問介護事業所光	美馬市脇町字拝原一二六六 シュティルヴィラB一〇二号 室	同	同
株式会社hirogaru	板野郡藍住町奥野字猪熊二四五番地一エトワールナカセ三 〇二号室	訪問看護ステーション 暮ras	板野郡藍住町奥野字猪熊二四五番地一エトワールナカセ三 〇二号室	訪問看護	同